

実態調査の実施について

2025年 1 月22日

総務省行政管理局調査法制課

● これまでにいただいた御意見（主なもの）

調査対象（国内事例）について

- 他の行政機関等にも展開・活用が可能な事例であるかという観点、行政特有の業務における利活用の仕方であるかを考慮する必要がある。
 - 調査に当たっては、活用しているAIの技術的差異（ルールベースか、学習ベースか等）に留意して調査する必要がある。また、活用場面（対物行政か、対人行政か等）の差異にも留意する必要がある。
- ➡ 2～3月にかけて、順次、ヒアリングを実施。
（特に、外部委託先の技術を行政の現場で活用している場合など、）行政のシステム（AI）担当者だけでは十分に回答できない事項もあると思われるので、技術者（開発者）や現場の職員からも話が聞けるように調整。
ヒアリングに際しては、御都合・御関心があれば、構成員の皆様にも同席いただくことを想定。

調査項目（国内事例）について

- AIのアウトプットの活用に関して、システム上の配慮と実際の運用の両方を把握する必要がある。実際に利用されているシステムについては、その入力画面と出力画面も確認しつつ、アウトプットの活用の仕方を、どのような立場の者が何に基づいて判断するのも把握する必要がある。
- AIを導入して実際に業務効率が改善しているのか、逆にAIの出力結果の確認のための負担が大きいのかといった現場の率直な感触を、行政におけるAIの利活用が移行期（動的プロセス）にあることを踏まえて聞けると良い。
- 実際にシステム（AI）を使う職員以外も含めたリテラシー教育の状況、行政内部での知見の蓄積に係る配慮・工夫なども把握できると良い。
- 個別の行政過程と行政通則法・条例の関係をどのように整理・考慮したものか、規律の策定をしている場合には、どのような事案を想定したものか、どのような立場の者の判断も含め、策定の経緯等を確認する必要がある。
- AIを用いたシステムの内容や運用過程の公開の状況も把握する必要がある。